

令和2年度第8回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和2年11月10日(火) 午後1時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	12番	横山	和男			
会長職務代理者	13番	西村	辰寿	14番	西田	悦子
委員	1番	平木	正紀	2番	明治	良一
	3番	今井	光秋	4番	綾木	晴子
	5番	小林	孝	6番	谷尾	友枝
	7番	小椋	武	8番	田中	正則
	9番	山寄	幸臣	10番	中田	典昭
	11番	山根	祐一			

○農地利用最適化推進委員

委員	安部	寛	手見野大樹
	荻原	晴雄	栄田 正温
	井上	善雅	佐藤 洋一
	上月	清	西村 昭二
	保田	公範	竹内 俊雄
	公賀	義高	白岩 義広

4. 欠席委員 上田 正人 山本 知司

5. 議事日程

- | | | | |
|----|------------|-------------------------------|-----------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 11番 山根 祐一 | 13番 西村 辰寿 |
| 第2 | 報告事項1 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について | |
| | 2 | 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について | |
| | 3 | 農地法施行規則第29条の規定による転用届について | |
| | 4 | 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について | |
| 第3 | 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請審議について | |
| 第4 | 議案第2号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について | |
| 第5 | 議案第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について | |
| 第6 | 議案第4号 | 農用地利用集積計画案の決定について | |
| 第7 | 議案第5号 | 農用地利用配分計画案について | |
| 第8 | その他 | | |

農業委員会事務局職員 事務局長 安部 泰己 副主幹 尾崎 千穂
主 事 櫻田 康太

6. 会議の概要

局長

開会（13時30分）

本日の欠席者は、農地利用最適化推進委員2名です。

農業委員 出席者 14名

農地利用最適化推進委員 出席者 12名です。

定足数に達していますので、令和2年度第8回八頭町農業委員会を始めます。

委員一同

「農業委員憲章唱和」

議長（会長）

（あいさつ）

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、11番 山根祐一委員、13番 西村辰寿委員にお願いします。

次に日程第2、報告事項ですが私からはありませんが、委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

無いようでしたら事務局は報告をお願いします。

事務局

（議事録署名人の順序について補足説明）

報告を4件させていただきます。資料をご覧ください。

報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。

今月は4件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。農地の貸借の合意解約です。今月は29件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

報告3 農地法施行規則該当転用届を受理しましたので報告します。今月は1件です。200㎡未満の農業用倉庫です。内容は問題なしということで受理しました。

報告4 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。1件の該当事業がありました。

県道通学路安全対策工事であります。八頭県土整備事務所担当

事務局	室長の証明がありましたので、問題なしということで受理しました。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号9-1について事務局は説明をお願いします。
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請審議について、受付番号9-1について説明します。</p> <p>【議案第1号 受付番号9-1 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地：大江地内 登記地目：田 現況地目：田 2筆 合計面積3,134㎡ 権利の種類は、所有権移転売買です。</p> <p>理由につきましては、この申請地は合併以前からずっと譲受人が譲渡人から賃貸借で借りて耕作をされており、今後も譲受人が継続して耕作をしていく意向があるため、この度売買で譲り受ける話がまとまったものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、以前から利用されている場所でもあり、通作についても自宅から1キロメートル程の距離ですので、問題はないと思われます。</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、20年以上農業に従事され、年間を通して農作業に従事されておられますので、問題はないと思われます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請地の下限面積は20アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、46.4アールであり問題はありませぬ。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では水稻を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。</p> <p>【スライド申請地説明】</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	この件につきましては、6番 谷尾委員に事前調査をお願いしておりますので、報告をお願いいたします。
谷尾委員	11月4日に電話で譲受人の奥さんに確認しました。譲り受け

谷尾委員	<p>ることに間違いはないです。田んぼとして耕作することに間違いはありませんということでした。</p> <p>同じく11月4日に譲渡人の奥さんに電話で確認を行いました。譲渡人宅は、農業経営後継者がおられないのでこの機会に売買するという話で話がまとまったということです。</p> <p>両者とも合意の上ですので、問題はないと思います。</p>
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで申請どおり決定いたします。 続きまして、受付番号10-2について事務局は説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号10-2について説明します。</p> <p>【議案第1号 受付番号10-2 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地：市谷地内 登記地目：田 現況地目：畑 面積2,205㎡</p> <p>土地の所在地：市谷地内 登記地目：田 現況地目：田 2筆 合計面積4,055㎡ 権利の種類は、所有権移転売買です。</p> <p>理由につきましては、申請地の内、地番176番は、平成28年4月から譲受人の息子さんが借りて柿を耕作しておられました。残り2筆は、その柿畑に隣接する農地です。今年まで地域の担い手法人が水稻を耕作されておりました。</p> <p>この度、譲渡人から隣接する田んぼも含めて農地を買い受けてもらえないかと譲渡人へ相談があり、売買の話がまとまったものです。</p> <p>取得後は、畑部分は柿を継続して耕作し、田んぼは水稻を自作される予定です。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、所有される田や畑も耕作されており、トラクター、田植え機、SS等の農機具も保有され、息子さんと共に農作業に従事されておられます。通作についても距離は300m程度であり、今までも通作さ</p>

<p>事務局</p>	<p>れていますので問題はないと思われま す。 農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、本人は40年以上農業に従事され、また、息子さんも年間を通して農作業に従事されておられますので、問題はないと思われま す。 次に、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請地の下限面積は50アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、284アールであり問題はありません。 最後に、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では柿畑及び水田として耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。 【スライド申請地説明】以上です。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>この件につきましては、1番 平木委員に事前調査をお願いしておりますので、報告をお願いいたします。</p>
<p>平木委員</p>	<p>先ほど事務局の説明がありましたとおりであります。11月1日に譲渡人に調査を行いました。将来の作り手を探しておられました。同じく11月1日に譲受人の調査を行いました。事務局の説明がありましたように、息子さんなどを含め家族で農業を行っております。 この件については問題ないということで話をさせていただきました。よろしく申し上げます。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>（質疑なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>（異議なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>異議なしということで申請どおり決定いたします。 続きまして、受付番号11-3について事務局は説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>受付番号11-3について説明します。 【議案第1号 受付番号11-3 朗読後、説明】 土地の所在地：坂田地内</p>

事務局	<p>登記地目：畑 現況地目：畑 2筆 合計面積93㎡ 権利の種類は、所有権移転売買です。</p> <p>理由につきましては、申請地は譲受人の自宅の前にあり、以前から譲受人が譲渡人から借りて柿や花を作っておられたようです。この度、隣接する住宅への進入路も含めて、この農地も売買することで話がまとまったものです。取得後は、引き続き柿や花を耕作される予定です。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、トラクター、耕運機、軽トラックを保有され、主に畑作で農作業に従事されておられます。通作についても自宅の前であり、問題はないと思われます。</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、本人は概ね30年農業に従事され、主に春から秋にかけて農作業に従事されておられますので、問題はないと思われます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請地の下限面積は30アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、32.5アールであり問題はありません。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では柿畑として耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。</p> <p>【スライド申請地説明】</p> <p>8月11日開催、第5回定例会で非農地証明申請があった土地の画面表示左隣となります。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	この件につきましては、11番 山根委員に事前調査をお願いしておりますので、報告をお願いいたします。
山根委員	私の方から報告させていただきます。11月4日に代理人の行政書士に電話で確認を行いました。
	事務局からのお話のとおりであります。譲受人の自宅の前ということですが、譲受人さんは下限面積を満たしていなかったのですが、先月の委員会で要件を満たし、今回の申請になったということであります。特に問題はないと考えております。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）

議長（会長）	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで申請どおり決定いたします。 以上で農地法第3条の規定による許可申請についての審議を終了します。 続きまして日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号3-1について事務局は説明をお願いします。
事務局	受付番号3-1について説明します。 【議案第2号 受付番号3-1 朗読後、説明】 土地の所在地：坂田地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積456㎡の内30㎡ 墓地を目的とした転用です。 場所、図面など資料については、配布議案書の3ページから7ページに付けています。 場所については、議案書の3ページから5ページに図面を付けていますが、船岡保育所より南東側の農地になります。土地利用計画図は6ページに付けています。 転用理由につきましては、既存の墓地が山裾にあり、管理や移動が不便であるので移設したいとのことです。 本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。 まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地に該当します。許可根拠は代替地なしです。 資力及び信用についてですが、資力は金融機関通帳の写しにより確認しました。 また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。 事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。 周辺農地への影響ですが、防護柵を設けます。四方は自己所有の畑になっています。雨水は自然流下で地面に浸透します。汚水は発生しません。

事務局	日照、通風についてですが、建物は建築しないため周辺農地への影響はないと考えます。
	また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。
	【スライド現地説明】 以上です。
議長（会長）	この件につきましては、11番 山根祐一委員に事前調査をお願いしておりますので、報告をお願いします。
山根委員	<p>11月2日に直接申請者にお話を聞かせて頂いております。8月の農業委員会でも農振除外の申請があったものです。事務局から報告があったとおり、両親が高齢のためになかなか山の奥の方に行くことができないということで、今回、移転をしたいということでありました。申請地の周辺には集落の墓地が点在しております。</p> <p>何ら問題はないと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p>
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長（会長）	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長（会長）	<p>異議なしということで申請どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、受付番号4-2についてですが、この件につきましては、今井光秋委員に関係する案件ですので、八頭町農業委員会会議規則第10条の規定により、今井委員は一時退席をお願いします。</p>
	(今井委員退席)
議長（会長）	それでは、事務局は説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号4-2について説明します。</p> <p>【議案第2号 受付番号4-2 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地：篠波地内</p>

事務局

登記地目：田 現況地目：田 面積360㎡
農業用倉庫及び資材置き場を目的とした転用です。
場所、図面など資料については、本日配布議案書の8ページから12ページに付けています。
場所については、議案書の8ページから10ページに図面を付けていますが、篠波集落より南側の農地になります。土地利用計画図は11ページに付けています。
転用理由につきましては、既存の倉庫が手狭となり、農機具を収納するため農業用倉庫及び農業資材置き場を新設したい。
本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。
まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、10ha以上の一団の農地に位置する第1種農地に該当します。許可根拠は集落接続です。
資力及び信用についてですが、資力は金融機関通帳の写しにより確認しました。
また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。
事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。
周辺農地への影響ですが、東側は県道、西側と北側は田になっています。隣接地の同意は得られています。雨水は宅内浸透および新設溜柵より公共排水路へ放流されます。汚水は発生しません。区長の同意は得られています。
日照、通風についてですが、十分な距離をとっているため周辺農地への影響はないと考えます。
また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。
【スライド現地説明】 以上です。

議長（会長）

この件につきましては、8番 田中正則委員に事前調査をお願いしておりますので、報告をお願いします。

田中委員

それでは報告をさせていただきます。11月3日に申請者と現地でお会いしました。今、事務局から話があったとおりでありました。問題はないと思っております。
申請地の前を県道が通っておりまして、県道へ造成し接続することに対しての県の許可を取られているということでありまし

田中委員	た。 先ほど話がありましたが、県道拡幅時に、用水路が埋まっており、現場には用水路がないということでもあります。1. 5 m程度で落ち込んでいますが、それを埋め上げていくということで、問題ないと思います。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで申請どおり決定いたします。 続きまして、受付番号5-3についてですが、この件につきましては、私に関係する案件ですので、八頭町農業委員会会議規則第10条の規定により、一時退席をしますので、同じく会議規則第4条の規定により議長を西村職務代理と交代します。
	（横山会長退席）
西村職務代理	議長を交代します。 それでは、受付番号5-3について事務局は説明をお願いします。
事務局	受付番号5-3について説明します。 【議案第2号 受付番号5-3 朗読後、説明】 土地の所在地：郡家地内 登記地目：田 現況地目：畑 面積291㎡ 露天駐車場を目的とした転用です。 場所、図面など資料については、本日配布議案書の13ページから16ページに付けています。 場所については、議案書の13ページから15ページに図面を付けていますが、八頭町役場より北西側の農地になります。土地利用計画図は16ページに付けています。 転用理由につきましては、10トンダンプ所有者から置場についての相談を受けたので、10トンダンプ2台と自己使用の農業用駐車場として転用したいとのことです。

事務局	<p>本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>まず、立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、八頭町役場から270m北西に位置する第3種農地に該当します。許可根拠は原則許可です。</p> <p>資力及び信用についてですが、資力は金融機関預金証書及び通帳の写しにより確認しました。</p> <p>また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。</p> <p>事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。</p> <p>周辺農地への影響ですが、東側と北は畑、西側は宅地、南側は道路になっています。隣接地の同意は得られています。雨水は隣接する既設道路側溝へ排水され、汚水は発生しません。水利権者の同意は得られています。</p> <p>日照、通風についてですが、建物は建築しないため周辺農地への影響はないと考えます。</p> <p>また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。</p> <p>【スライド現地説明】 以上です。</p>
西村職務代理	<p>この件につきましては、4番 綾木晴子委員に事前調査をお願いしておりますので、報告をお願いします。</p>
綾木委員	<p>11月2日に申請人の代理人である、行政書士さんに電話で確認をしました。事務局の説明のとおりであります。問題ないと考えます。</p>
山根委員	<p>申請地前の町道の歩道は、通学路でないかと思っています。転用に対して、反対するわけではありませんが、その辺りのことを事業者の方に十分注意していただく必要があるではないかと思っています。</p>
西村職務代理	<p>私も、同じ思いであります。</p>
事務局	<p>意見として注意事項を記載し、気をつけてくださいということを申請人に伝えるようにします。</p>

西村職務代理	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
西村職務代理	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
西村職務代理	異議なしということで申請どおり決定いたします。 横山会長は入室してください。
	(横山会長入室)
議長 (会長)	議長を交代します。 以上で農地法第4条第1項の規定による許可申請についての審議を終了します。 続きまして日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号8-1及び9-2について事務局は説明をお願いします。
事務局	議案書訂正します。議案書17ページ、受付番号9-2の表中2行目の右から2列目の「農地区分」が「第3種」と記載しておりますが、これは「第2種」の間違いであります。1行目の受付番号8-1と同じく「第2種」です。すみませんが、訂正をお願いします。
事務局	受付番号8-1及び9-2について説明します。 【議案第3号 受付番号8-1 朗読後、説明】 土地の所在地：上津黒地内 登記地目：田 現況地目：田 面積175㎡の内20㎡ 【議案第3号 受付番号9-2 朗読後、説明】 土地の所在地：上津黒地内 登記地目：田 現況地目：田 面積175㎡の内18㎡ それぞれ、墓地造成を目的とした転用です。 それぞれの譲受人は、兄、妹の関係となります。 場所、図面など資料については、本日配布議案書の18ページから21ページに付けています。 場所については、議案書の18ページから20ページに図面を

事務局

付けていますが、上津黒集落より北東側の農地になります。土地利用計画図は21ページに付けています。

受付番号8-1の転用理由につきましては、現在の墓地が山中にあり、危険なので申請地に移転したいとのことでした。

受付番号9-2の転用理由につきましては、現在墓地がないため新設したいとのことでした。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず、立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地に該当します。許可根拠は代替地なしです。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関通帳の写しにより確認しました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適切と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり適切と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側と北側は田、西側と南側は道路になっています。隣接地の同意は得られています。雨水は自然流下で地下浸透。汚水は発生しません。区長の同意は得られています。

日照、通風についてですが、建物は建築しないため周辺農地への影響はないと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

【スライド現地説明】 以上です。

議長（会長）

この件につきましては、3番 今井光秋委員に事前調査をお願いしておりますので、報告をお願いします。

今井委員

今井です。11月8日、日曜日に譲受人2名のお父さんと、譲渡人に電話でお聞きしました。

譲受人宅の墓地が申請地の山の奥の方にあるということで、新しく申請地に墓地を作りたいということでした。

また、申請地を墓地用地として譲って頂きたいという話は、だいぶ前からあったということでもあります。私も現地を何回も行きましたし、今回は問題ないと思います。以上であります。

議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
小林委員	手続き上の質問をします。売買で現在地籍調査中、現在分筆はされているのでしょうか。
事務局	法務局に地籍調査後の結果を反映手続き中です。
小林委員	似たような相談を受けています。分筆をしないと申請できないのでしょうか。
事務局	分筆は許可後でよいです。申請される事業計画の面積を確定していないと進みません。
小林委員	地籍測量の座標が決まらないといけないということですね。
事務局	はい、そのとおりです。
議長（会長）	他に質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで申請どおり決定いたします。 続きまして、受付番号10-3について事務局は説明をお願いします。
事務局	受付番号10-3について説明します。 【議案第3号 受付番号10-3 朗読後、説明】 土地の所在地：郡家殿地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積30㎡ 墓地を目的とした転用です。 なお、譲渡人には保佐人の司法書士の方が選任されています。 契約行為などは保佐人の同意が必要となります。今回の申請には同意書など、必要書類は整っています。 場所、図面など資料については、本日配布議案書の22ページから25ページに付けています。

事務局

本日配布の説明資料につけていますが、申請地は分筆済となっておりますので、本日の資料でご確認ください。

場所については、議案書の22ページから24ページに図面を付けていますが、郡家殿集落より北東側の農地になります。土地利用計画図は25ページに付けています。

転用理由につきましては、遠方で高低差のある山中に位置する既存の墓地を移転したいとのことでした。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず、立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地に該当します。許可根拠は代替地なしです。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関通帳の写しにより確認しました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側は道路、西側と南側は畑、北側は墓地になっています。隣接地の同意は得られています。雨水は自然流下で地下浸透。汚水は発生しません。区長の同意は得られています。

日照、通風についてですが、建物は建築しないため周辺農地への影響はないと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

【スライド現地説明】 以上です。

議長（会長）

この件につきましては、1番 平木正紀委員に事前調査をお願いしておりますので、報告をお願いします。

平木委員

受付番号10-3について報告をさせていただきます。所有権移転売買ということでありまして代理人が立ててあるということで、11月2日に行政書士事務所を訪問し確認しました。

譲受人にもお会いして確認しました。

事務局の説明のとおりであります。現地は山裾でありますし、周辺にも墓地があります。問題なしということで判断しておりますよろしくをお願いします。

議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで申請どおり決定いたします。 続きまして、受付番号11-4について事務局は説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号11-4について説明します。</p> <p>【議案第3号 受付番号11-4 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地：福井地内</p> <p>登記地目：畑 現況地目：畑 面積508㎡の内219㎡</p> <p>一般個人住宅建築を目的とした転用です。申請関係者は親子の関係でありますので、贈与となります。</p> <p>場所、図面など資料については、本日配布議案書の26ページから30ページに付けています。</p> <p>場所については、議案書の26ページから28ページに図面を付けていますが、福井集落内東側の農地になります。土地利用計画図は29ページに付けています。</p> <p>転用理由につきましては、父所有の住居で暮らしていますが、老朽化が見られるため、当該地に娘夫婦世帯の住居を新築したいとのことです。</p> <p>本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>まず、立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地に該当します。許可根拠は集落接続です。</p> <p>資力及び信用についてですが、資力は金融機関融資証明書により確認しました。</p> <p>また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。</p> <p>事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小</p>

事務局	<p>限の面積であり妥当と考えられます。</p> <p>周辺農地への影響ですが、東側は畑、西側は宅地及び畑、南側は道路、北側は宅地になっています。隣接地の同意は得られています。雨水は新設の宅内排水路にて既設水路へ排水し、汚水は宅内汚水枿にて公共下水道へ放流します。区長及び水利権者の同意は得られています。</p> <p>日照、通風についてですが、隣地から十分な距離をとっているため、隣接農地への影響はないと考えます。</p> <p>また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。</p> <p>【スライド現地説明】 以上です。</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、13番 西村辰寿委員に事前調査をお願いしておりますので、報告をお願いします。</p>
西村職務代理	<p>議案第3号受付番号11-4について調査報告いたします。事務局の説明のとおりで全く同じであります。</p> <p>11月2日に西村推進委員と一緒に、現地調査を行いました。行政書士が代理人ですので電話で聞き取りをさせていただきました。譲受人と譲渡人は親子の関係です。父所有の家屋に5人家族でお住まいであります。老朽化で色々な所に不具合が見られ、父所有の隣接している畑の申請地を分筆し譲り受けて、家屋を新築したいということであります。下水排水、雨水排水については説明にある通りであります。</p> <p>問題ないという判断であります。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>異議なしということで申請どおり決定いたします。</p>
議長（会長）	<p>続きまして、日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案書の31ページをご覧ください。</p> <p>議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。</p> <p>八頭町長から令和2年10月30日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。</p> <p>今月は通常の利用権設定が、新規5件、更新44件、合計49件で、面積は 田が125,232㎡、畑が70,531.81㎡ 合計195,763.81㎡です。</p> <p>中間管理事業分は、新規22件、更新31件で、新規更新両方ある分が2件で、合計55件です。</p> <p>面積は田が132,040.59㎡で、畑が14,319.65㎡で、合計146,360.24㎡です。</p> <p>すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上です。</p>
議長（会長）	<p>それでは、通常の利用権設定分 受付番号71-1から119-49について審議を行います。事前調査を行い報告が必要でしたらお願いします。</p>
委員一同	<p>（報告なし）</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>異議なしということで利用権設定分 受付番号71-1から119-49について申請どおり決定します。</p> <p>続きまして、中間管理の利用権設定分ですが、初めに受付番号64-9並びに78-23を除いた、56-1から110-55までの案件につきまして審議を行います。</p> <p>この件に関して質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>

委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	<p>異議なしということで中間管理の利用権設定分 受付番号56-1から110-55について、申請どおり決定します。</p> <p>続きまして、受付番号64-9並びに78-23について審議を行いたいと思いますが、この2件につきましては、平木正紀委員に関係する案件ですので、八頭町農業委員会会議規則第10条の規定により、平木委員は一時退席をお願いします。</p>
	(平木委員 退席)
議長 (会長)	<p>それでは、受付番号64-9並びに78-23について、審議を行います。</p> <p>この件に関して質問意見はありませんか。</p>
今井委員	この契約の流れが今一つはっきりしない。
明治委員	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構と農地中間管理機構の役割がどうなのか。違うのでしょうか。
事務局	一旦、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構に貸し出した後、配分し地域の担い手へ貸し出す流れです。
今井委員	<p>機構への貸し出しは、10年。その後、個人への貸し出しは3年とか5年とあるが。</p> <p>多面の事業などで、実際の耕作者がわからない。補助金は、耕作者にいくのか所有者にいくのか。そのあたりのこと。</p>
事務局	<p>集積後、貸出しは、賃借料や耕作作物の見直しがあるので、短い年数の貸し出しとなる場合が多いです。</p> <p>農地中間管理機構の鳥取県での組織は(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構が受けています。</p> <p>次回以降に資料等準備したいと思います。</p>
井上推進委員	なんとなく、ぼやーとしたことでわかりづらいので、担い手育成機構に来ていただいて、説明受けたほうが良いと思います。
事務局	検討します。

議長（会長）	その他、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで中間管理の利用権設定分 受付番号64-9並びに78-23について、申請どおり決定します。 平木委員は入室してください。 （平木委員入室）
議長（会長）	以上で議案第4号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。 続きまして、日程第7 議案第5号 農用地利用配分計画案について事務局は説明をお願いします。
事務局	議案書の53ページをご覧ください。 議案第4号 農用地利用配分計画案について説明します。八頭町長より令和2年10月30日付で農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。 整理番号359-1から417-59について説明します。 先ほどの議案第4号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地146,360.24㎡を、借受け希望のありました地域の担い手へ配分するものです。 地域の担い手の3法人へそれぞれ、61,400㎡、26,175㎡、1,130.59㎡、その他9名の個人耕作者へ57,654.65㎡を配分するものです。 以上です。
議長（会長）	それでは、審議を行います。整理番号359-1から419-59につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）

- 議長（会長） 異議なしということで、整理番号359-1から419-59について申請どおり決定します。
- 以上で、日程第7 議案第5号 農用地利用配分計画案についての審議を終了します。
- 続きまして日程第8 その他について事務局よりお願いします。
- 事務局 本日配布資料に基づき、その他の事項を説明します。
- 10月定例会審議転用結果
- 転用申請2件のうち1件（郡家地内申請分）は10月26日付けで許可になりました。
- 船岡地内申請分は、追加補正書類の提出が求められており、追加提出をしている状態です。近々許可見込みです。
- 確認事項案件報告
- 9月久能寺地内転用、10月郡家地内転用、10月徳丸地内の農振除外案件を説明。
- 船岡地域アンケート>回収状況
- 利用状況調査（農地パトロール）本日提出日
- 八頭町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」改訂について
- 農業委員会手帳購入申込について
- 次回12月定例会
- 日時 12月11日（金）13：30開会
- 会場 船岡地区公民館
- 議長（会長） その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。
- 委員一同 （なし）
- 議長（会長） 無いようですので、以上で第8回農業委員会を終了します。
- 終了（15時25分）